

大津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、公営企業管理者等から財務監査（定期監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和2年2月21日

大津市監査委員	土	屋	薫
同	重	森	昭彦
同	山	本	久子
同	津	田	穂積

1 委託料の支払事務について

- (1) 監査執行対象機関名 企業局企業総務部料金収納課
- (2) 監査執行日 令和元年5月21日
- (3) 監査の結果

水道、ガス開閉栓業務及び料金現地精算業務の委託料については、各業務別及び平日・休日別に単価が設定されており、料金収納課において、毎月、あらかじめ各単価を入力した集計表を用いて該当単価に件数を乗じて積算を行い、それにより得られた金額が委託料として支払われている。平成30年度において、集計表の一部の単価に入力誤りがあったにもかかわらず、誤りに気付くことなく、その誤った単価を用いて積算した金額が委託料として支払われていた。なお、1件当たりの金額の誤りは1円であったが、その件数は年間で859件に及んでいる。

また、水道メーター検定満期取替等業務の委託料については、請求額と異なる金額を支払伝票に入力し、誤った金額で支払われていた。当該支払に係る支出伝票については、複数人が支払金額を確認した形跡があったが、金額の誤りは指摘されていなかった。

これらの委託料の金額の誤りは、確認及び審査が不十分であったことに起因している。また、いずれも支払金額の積算を行う上での正確性を欠くにとどまらず、決算整理後に発覚したことから当該会計年度内で戻入処理ができず、決算数値にも影響を及ぼすに至っている。

所管課である料金収納課においては課全体でチェック体制を強化するとともに、支払審査担当の経営経理課においてもより厳密な審査を行うことにより、大津市企業局会計規程（昭和39年公営企業部管理規程第1号）第23条第4項の規定を遵守し、適正な支払事務を行うとともに、内部統制の強化にも努められたい。

- (4) 措置状況報告日 令和2年1月10日
- (5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

御指摘の委託料の支払事務について、所管課である料金収納課においては単価入力時、支払事務処理時、支払処理後のファイリング時などの各事務処理段階において担当者、合議者、庶務担当者で確認を複数人で行うなど、課全体でのチェック体制を強化していきます。

支払審査担当の経営経理課においては、回付された支払伝票の金額等が添付書類と合致しているかなど、より慎重に審査を行っていきます。

今後は、大津市企業局会計規程に基づき、より適正な支払事務を行うとともに、内部統制の強化を図っていきます。

2 瀬田北小学校増築校舎等賃貸借について

- (1) 監査執行対象機関名 教育委員会事務局教育総務課
- (2) 監査執行日 令和元年8月9日
- (3) 監査の結果

瀬田北小学校校舎等の増築については、賃貸人に当該校舎等を建築させた上で、本市との間で平成31年3月22日から7年間の建物賃貸借契約を締結し、当該賃貸借期間満了後、本市が当該校舎等の無償譲渡を受けることとなっている。

しかし、当該校舎等の増築に当たり、工事請負契約による整備との経費負担の比較検討がなされておらず、漫然と財政負担の年度間の平準化のみを目的として賃貸借契約を締結されている。

財政が逼迫する中、事業執行においては、効率的かつ効果的な実施が求められるところであり、財政負担の比較検討を慎重に行われたい。

- (4) 措置状況報告日 令和2年2月4日
- (5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

今後は、校舎等の増築が生じる場合において、事前に建築課に技術支援依頼を行った上、工事請負契約

による整備と賃貸借契約による経費負担の比較検討を十分に行うように事務改善を図ります。また、単純な経費負担比較だけでなく、今後の児童推計の状況を見極めた上、一時的な児童数増加には賃貸借による増築を行い、児童数の減少見込みがない学校については工事請負契約による整備を行う等、総合的な判断基準の整理を図っていきます。